

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県、保険者の負担金及び被保険者の保険料から成り立っております。

国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度が創設されて50年以上が経過する中、加入者の層が大きく変化し、特に無職者や年金生活者等の低所得者の占める割合が増加いたしました。

その結果、高齢社会の進行や診療報酬の引上げ等に伴う医療費の増大と相まって国保会計は赤字に陥り、加入者の保険料負担は家計の大きな圧迫となり、高すぎて払えない等により収納率低下の要因となっております。

また、被用者保険等と比較いたしますと同等の収入であっても、その負担額は2倍から3倍も高く、このまま放置するならば国民健康保険は制度そのものが根底から崩壊しかねない状態にあります。

本来ならば、低所得者層の加入者の増大に対応して、国庫支出金とりわけ一般被保険者にかかる療養給付費負担金の補助率を増やすことが不可欠でしたが、政府は具体的な施策を示されず、この数年間の国保会計の危機的な状況をより加速させた原因と考えられます。

よって、政府におかれましては、国民健康保険制度の安定的かつ健全なる運営を図るため、国庫支出金の負担割合を従前の枠を超えて増額されるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成23年 3 月 1 5 日

近江八幡市議会議長 西 居 勉

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財 務 大 臣

} 宛